


つくばみらい市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

つくばみらい市長 

つくばみらい市条例第 13 号

つくばみらい市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 136 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「者」の次に「(ただし、特に必要があると認めるときは、この限りでない。)」を加える。

第 8 条ただし書中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第 12 条を次のように改める。

（報酬）

第 12 条 団員の報酬は、年額報酬及出動報酬とする。

2 団員の年額報酬は、別表のとおりとする。

3 団員が次の各号に掲げる職務に従事する場合は、当該各号に定める額の出動報酬を支給する。

- (1) 水火災又は地震等の災害に係る職務 1 日につき 8,000 円（ただし、5 時間未満の場合は 5,000 円）
- (2) 人命救助活動に係る職務 1 日につき 5,000 円
- (3) 警戒又は訓練に係る職務 1 日につき 3,000 円
- (4) その他の職務 1 日につき 3,000 円

第 13 条を次のように改める。

（費用弁償）

第 13 条 団員が公務のため旅行した場合の旅費は、別表に掲げる職に相当する額を支給する。

2 前項に定めるもののほか、団員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。